

第 8 4 号議案

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2 別表の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項中情報提供ネットワークシステムに関する部分は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行する。

別表（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	び芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)による地方税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

参 照 1

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例要綱

1 制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

個人番号の利用範囲（第3条及び別表関係）

- (1) 市長又は教育委員会は、番号法別表第2に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。
- (2) 市長は、次の表に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。

事務	特定個人情報
地方税法その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例による地方税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

- (3) 情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から(1)又は(2)の特定個人情報の提供を受けるときは、自らが保有するものを利用できないこととする。
- (4) (1)及び(2)により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととする。

3 施行期日

平成28年1月1日。ただし、2(3)は、番号法附則第1条第5号に定める日

参 照 2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋

- ※ 第9条の規定は，平成28年1月1日施行
- ※ 第19条第7号の規定は，番号法附則第1条第5号に定める日施行
- ※ _____部分は，個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正番号法」という。）の施行（平成28年1月1日）により改正される規定
- ※部分は，改正番号法の施行（番号法附則第1条第5号に定める日）により改正される規定
- ※部分は，改正番号法の施行（番号法附則第1条第5号に定める日）により追加される規定

（定義）

第2条（第1項省略）

（第2項から第4項まで省略）

5 この法律において「個人番号」とは，第7条第1項又は第2項の規定により，住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて，当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（第6項及び第7項省略）

8 この法律において「特定個人情報」とは，個人番号（個人番号に対応し，当該個人番号に代わって用いられる番号，記号その他の符号であつて，住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項，第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き，以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

（第9項から第11項まで省略）

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは，個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

（第13項省略）

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは，行政機関の長等（行政機関の長，地方公共団体の機関，独立行政法人等，地方独立行政法人（地方独立

行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第7章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（第15項省略）

（利用範囲）

第9条 別表第1の左欄（原文は上欄）に掲げる行政機関，地方公共団体，独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の右欄（原文は下欄）に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては，その者を含む。第3項において同じ。）は，同表の右欄（原文は下欄）に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し，及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も，同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は，福祉，保健若しくは医療その他の社会保障，地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し，及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も，同様とする。

（第3項から第5項まで省略）

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，特定個人情報の提供をしてはならない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては，その者を含む。以下「情報照会者」という。）が，政令で定めるところにより，同表の第3欄に

掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(第8号から第15号まで省略)